

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（**廃止**・縮減）

（農林水産省）

<p>制 度 名</p>	<p>事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律）</p>			
<p>税目（条文番号）</p>	<p>所得税・法人税（措法第 10 条の 4、第 42 条の 7、第 68 条の 12）</p>			
<p>見 直 し の 内 容</p>	<p>「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」に基づく「農商工等連携事業計画」の認定を受けた中小企業者等が取得した機械装置に対して、取得価額の初年度 30%の特別償却又は取得価額の 7%の税額控除制度を認める措置について、適用期限の延長を行わないこととする。</p> <table border="1" data-bbox="833 943 1476 1032"> <tr> <td data-bbox="833 943 1158 1032"> <p>平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）</p> </td> <td data-bbox="1161 943 1476 1032"> <p>+176 百万円 （▲31,900 百万円）</p> </td> </tr> </table>		<p>平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）</p>	<p>+176 百万円 （▲31,900 百万円）</p>
<p>平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）</p>	<p>+176 百万円 （▲31,900 百万円）</p>			
<p>廃 止 又 は 縮 減 の 理 由</p>	<p>本制度は、平成 20 年度に創設以降、「農商工等連携促進法」に基づく支援により新商品や新役務の開発等を行う事業活動を促進し、中小企業の経営の向上・農林漁業経営の改善を図り、もって地域経済の活性化を図ることを目的に延長してきたところである。</p> <p>しかしながら、「農商工等連携事業計画」については平成 21 年度までに 370 件の認定があるが、本特例措置の適用実績はなく、政策手段としての合理性、有効性、相当性の観点から、廃止することとする。</p>			